

○特定任期付職員（特定事務職員）給与規程

平成20年 3 月31日

平成19年度規程第56号

一部改正	平成21年 3 月31日	平成20年度規程第45号
一部改正	平成21年12月 1 日	平成21年度規程第42号
一部改正	平成22年 3 月31日	平成21年度規程第66号
一部改正	平成22年 6 月30日	平成22年度規程第25号
一部改正	平成22年12月 1 日	平成22年度規程第42号
一部改正	平成23年 3 月31日	平成22年度規程第59号
一部改正	平成24年 6 月13日	平成24年度規程第 7 号
一部改正	平成25年 3 月31日	平成24年度規程第43号
一部改正	平成25年 7 月 1 日	平成25年度規程第12号
一部改正	平成26年 9 月30日	平成26年度規程第10号
一部改正	平成26年11月30日	平成26年度規程第17号
一部改正	平成27年 3 月31日	平成26年度規程第54号
一部改正	平成28年 2 月29日	平成27年度規程第21号
一部改正	平成28年11月30日	平成28年度規程第12号
一部改正	平成28年12月28日	平成28年度規程第25号
一部改正	平成29年 3 月15日	平成28年度規程第34号
一部改正	平成29年12月31日	平成29年度規程第 8 号
一部改正	平成30年12月31日	平成30年度規程第14号
一部改正	2019年11月30日	2019年度規程第19号
一部改正	2020年 3 月31日	2019年度規程第30号
一部改正	2021年 3 月31日	2020年度規程第51号
一部改正	2022年 5 月31日	2022年度規程第 8 号
一部改正	2022年 6 月30日	2022年度規程第25号
一部改正	2022年 9 月30日	2022年度規程第33号
一部改正	2022年11月30日	2022年度規程第40号
一部改正	2023年11月30日	2023年度規程第15号
一部改正	2024年12月31日	2024年度規程第46号
一部改正	2025年 3月19日	2024年度規程第65号
一部改正	2025年12月31日	2025年度規程第49号

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）の専門的な事務業務に従事し任期の定めのある職員（以下「特定任期付職員（特定事務職員）」という。）の給与に関する事項について定めることを目的とする。

（給与の区分）

第2条 特定任期付職員（特定事務職員）の給与は、次の区分のとおりとする。

一 俸給

- 俸給
- 職務加算
- 二 諸手当
 - 特別都市手当
 - 超過勤務手当
 - 深夜勤務手当
 - 通勤手当
 - 住居手当
- 三 賞与

(扶養手当)

第2条の2 有期雇用職員の無期雇用への転換に関する機構達に基づき無期雇用転換を承諾された職員（以下、無期雇用転換職員という）については、前条の区分に加えて扶養手当を支給する。

(俸給の決定)

第3条 俸給の月額は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して、別表第1の職員俸給表により定める等級及び号俸の額とする。
2 前項に定めるほか、その職務に応じて、俸給の月額に加え、理事長が別に定める額を職務加算として支給することができる。

(給与の支給日等)

第4条 給与（賞与を除く。）は、毎月20日、その月額を支給する。ただし、支給日が特定任期付職員就業規則（平成18年規程第18号。以下「特定任期付職員就業規則」という。）第8条で準用する就業規則（平成15年度規程第8号。以下「就業規則」という。）第6条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。
2 超過勤務手当、深夜勤務手当及び第18第2項に規定する給与は、その月の分を翌月における前項に定める日に支給する。
3 給与は、特定任期付職員（特定事務職員）の指定する本人名義の口座へ振込むことによって支払うものとする。
4 法令等に基づき特定任期付職員（特定事務職員）の給与から控除すべきものがある場合には、その特定任期付職員（特定事務職員）に支払うべき給与からその額を控除して支払うものとする。

(昇給)

第5条 昇給は特定任期付職員（特定事務職員）各人の業績評価等に基づいて、毎年7月1日に行う。ただし、55歳を超える当該職員の昇給は、2号俸を限度として昇給を行うこととする。

- 2 次に掲げる特定任期付職員（特定事務職員）には、昇給を行わない。
 - 一 (削除)
 - 二 直近1年以内に停職以上の懲戒処分を受けた特定任期付職員（特定事務

職員)

三 退職手続き中の特定任期付職員（特定事務職員）

- 3 俸給の月額がその属する職務の等級における俸給の幅の最高額となっている特定任期付職員（特定事務職員）については、その者が同一の職務の等級にある間は、昇給しない。

（職務の等級）

第6条 特定任期付職員（特定事務職員）の給与の支給基準となる標準的な職務の等級は、4等級から6等級までとする。

（昇格）

第7条 理事長は、特定任期付職員（特定事務職員）をその者の長期にわたる業績評価等の結果に基づき、上位の級へ昇格させることができる。

- 2 特定任期付職員（特定事務職員）が昇格したときにおいて受ける号俸等は、別に定める。

（降格）

第8条 理事長は、特定任期付職員就業規則第8条で準用する就業規則第31条の規定により特定任期付職員（特定事務職員）を降格させることができる。

- 2 特定任期付職員（特定事務職員）を降格させた場合におけるその者の俸給の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

- 一 降格した日の前日に受けていた俸給の月額と同じ額の号俸が降格した等級にあるとき 降格した日の前日に受けていた俸給の月額と同じ額の号俸
- 二 降格した日の前日に受けていた俸給の月額が降格した等級の最高の号俸に達せず、かつ、当該俸給の月額と同じ額の号俸が降格した等級にないとき 降格した日の前日に受けていた俸給の月額の直近下位の額の号俸
- 三 降格した日の前日に受けていた俸給の月額が降格した等級の最高の号俸を超える額のものであるとき 降格した等級の最高の号俸

（給与の減額）

第9条 特定任期付職員（特定事務職員）が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない時間に第13条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を乗じて得た額を減額して支給する。

（俸給の半減）

第9条の2 前条の規定にかかわらず、特定任期付職員（特定事務職員）が業務上の傷病によらない病気休暇又は疾病に係る就業禁止措置（以下、「病気休暇等」という。）により、90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の病気休暇等に係る日（1日の勤務時間の全部を勤務しない日に限る。）につき、俸給の半額を減ずる。

- 2 前項の規定により俸給の半額が減ぜられた場合においては、第12条及び第16条における俸給は当該半減後の額とする。

(日割計算)

第 10 条 月の中で異動を生じたときの特定任期付職員(特定事務職員)の俸給の月額は、日割計算をもって計算した額とする。

2 前項の日割計算をするときは、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として計算する。

(端数の処理)

第 11 条 この規程により計算した金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(特別都市手当)

第 12 条 特別都市手当は、別表第 2 に掲げる支給地域に所在する事務所に在勤する特定任期付職員(特定事務職員)に支給する。

2 特別都市手当の月額は、俸給の月額に、別表第 2 に掲げる支給地域に応じてそれぞれ同表に掲げる支給割合(以下「都市手当割合」という。)を乗じて得た額とする。

3 別表第 2 に掲げる地域の事務所に在勤する特定任期付職員(特定事務職員)がその在勤する事務所を異にして異動した場合においては、別に定めるところにより特別都市手当を支給することができる。

4 無期雇用転換職員において扶養手当が支給されている場合は、月額に加算する。

(超過勤務手当)

第 13 条 超過勤務手当は、特定任期付職員就業規則第 8 条第 3 号で準用する就業規則第 7 条の規定により時間外勤務又は休日勤務を命ぜられた特定任期付職員(特定事務職員)に支給する。

2 超過勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間又は休日に勤務した全時間を勤務 1 時間当たりの給与額に乗じて得た額に、次表に掲げる勤務の区分に応じそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。

	勤務の区分	支給割合
1	休日以外の日における時間外勤務	100 分の 125 (勤務の区分 1、2 及び 5 の合計が 1 月 60 時間 (労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 第 32 条に定める労働時間内の時間外勤務を含む。) を超える

		場合にあつては、100 分の 150)
2	休日（特定任期付職員就業規則第 8 条第 2 号で準用する就業規則第 6 条第 1 項に規定する日曜日以外の休日をいう。以下、この区分において同じ。）における勤務（休日において、勤務することを命ぜられた職員が休日の振替を行った場合を除く。）	100 分の 135（勤務の区分 1、2 及び 5 の合計が 1 月 60 時間（労働基準法第 32 条に定める労働時間内の時間外勤務を含む。）を超える場合にあつては、100 分の 150)
3	休日（特定任期付職員就業規則第 8 条第 2 号で準用する就業規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する日曜日をいう。以下、この区分において同じ。）における勤務（休日において、勤務することを命ぜられた職員が休日の振替を行った場合を除く。）	100 分の 135
4	就業規則第 5 条の 2 に規定するフレックスタイム制度の適用を受ける職員における精算期間の総労働時間を超える勤務	100 分の 125 （勤務の区分 4 の合計が 60 時間を超える場合にあつては、100 分の 150)
5	日曜日から始まる一週間において、休日以外の日における所定勤務時間の合計が、40 時間を超える勤務（年次休暇を除き、休日に勤務することを命ぜられた職員が休日の振替を行った場合の休日における所定勤務時間を含む。また、フレックス制度の適用を受ける職員を除く。）	100 分の 25（勤務の区分 1、2 及び 5 の合計が 1 月 60 時間（労働基準法第 32 条に定める労働時間内の時間外勤務を含む。）を超える場合にあつては、100 分の 50)

3 前項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、俸給の月額及びこれに都市手当割合を乗じて得た額の合計額を当該年における 1 月の平均所定勤務時間数で除した額とする。

（深夜勤務手当）

第 13 条の 2 深夜勤務手当は、特定任期付職員（特定事務職員）が、22 時から翌日の 5 時までの間に勤務した全時間を前条第 3 項に規定する勤務 1 時

間当たりの給与額に乗じて得た額に、100 分の 25 を乗じて得た額を支給する。

(通勤手当)

第 1 4 条 通勤手当については、職員給与規程第 1 9 条の規定を準用する。

(住居手当)

第 1 4 条の 2 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（機構の宿舎の使用を許可され、使用料を支払っている職員及び父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員を除く。）に対し、別に定めるところにより支給する。

(扶養手当の支給)

第 1 5 条 第 2 条 2 項に規定する無期雇用転換職員に対する扶養手当の支給にあたっては職員給与規程及び職員給与規程に関する機構達を準用する。

(賞与)

第 1 6 条 賞与は、年 2 回、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（退職した特定任期付職員（特定事務職員）にあつては、当該退職した日。以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する特定任期付職員（特定事務職員）に対して、理事長が別に定める日に支給する。

2 基準日に在職する特定任期付職員（特定事務職員）のうち、次の各号の一に該当する特定任期付職員（特定事務職員）には賞与を支給しない。

一 無給休職者

二 育児休業者（特定任期付職員就業規則第 8 条第 1 0 号で準用する就業規則第 3 2 条第 1 項に該当する職員をいう）及び出生時育児休業者（特定任期付職員就業規則第 8 条第 1 0 号で準用する就業規則第 3 2 条第 2 項の規定に該当する職員をいう。）

ただし、基準日以前 6 ヶ月以内の期間において勤務した時間がある特定任期付職員（特定事務職員）には、当該基準日に係る賞与を支給する。

三 停職者（特定任期付職員就業規則第 8 条第 8 号で準用する就業規則第 3 4 条第 1 項第 4 号の規定に該当する職員をいう。）

3 一事業年度の業績評価等に応じた年間賞与は、翌年度の 6 月 1 日及び 1 2 月 1 日を基準日とする賞与により、必要な調整を行った上で支給する。

4 賞与の年額は、基準日における賞与基礎月額（個別契約により別に定める場合を除き、俸給額とする。）に別に定める支給係数及び業績評価係数（一定期間における特定任期付職員（特定事務職員）の業績評価に応じた係数をいう。）を乗じた額を基礎として、在職期間に応じて支給する。

5 賞与基礎月額は、俸給の月額及びこれに都市手当割合を乗じて得た額の合計額とする。

6 年度の途中で退職した特定任期付職員（特定事務職員）の賞与は、別に定めるところにより支給する。

7 無期雇用転換職員の算定基礎額は、次の各号によって算定された額を合算した額とする。

- 一 俸給及び扶養手当を合算した額
- 二 前号の額に都市手当割合を乗じて得た額

(介護休業者等の給与)

第17条 特定任期付職員(特定事務職員)が特定任期付職員就業規則第8条第9号で準用する就業規則第31条の2に規定する介護休業等により勤務しない場合は、第9条の規定にかかわらず、その勤務しない時間に第13条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

(育児休業者等の給与)

第18条 特定任期付職員就業規則第8条第10号で準用する就業規則第32条の規定に基づき育児休業等をする場合の給与については、次の各号に定めるところによる。

- 一 育児休業又は出生時育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、第16条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業又は出生時育児休業をしている特定任期付職員(特定事務職員)のうち、基準日前6カ月以内の期間において勤務した日数がある特定任期付職員(特定事務職員)には、当該日数に係る賞与を支給する。なお、この場合における勤務した日数には、就業規則に関する機構達(平成15年度機構達第3号)第22条の2の規定により出生時育児休業中に勤務した日数を含むものとする。
- 二 特定任期付職員就業規則第8条第10号で準用する就業規則第32条第4項第1号の規定に基づき勤務しない場合は、第9条の規定にかかわらず、その勤務しない時間に第13条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を乗じて得た額を減額して給与を支給する。
- 2 就業規則に関する機構達第22条の2の規定により出生時育児休業期間中に勤務する場合の給与については、前項第1号又は第14条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。
 - 一 当該勤務する時間に第13条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を乗じて得た額を支給する。
 - 二 出生時育児休業等に伴い第14条に規定にする通勤手当の支給を受けない月に当該勤務のために通勤することとなった場合には、同条において準用する職員給与規程第19条第3号の規定の例に準じて算出した通勤手当の月額を支給する。

(退職及び死亡の場合の支給)

第19条 休職期間満了による退職及び機構の都合による退職並びに死亡の場合は、第10条の規定にかかわらず、その者の退職又は死亡した日を含む当該月分の給与を支給することができる。

(雑則)

第20条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成20年3月31日平成19年度規程第56号)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日までの間においては、第11条第2項に規定する別表第2の支給割合にかかわらず次表に掲げる支給割合とする。

支給地域	支給割合
東京都特別区	100分の10
神奈川県川崎市	100分の6
大阪府大阪市	100分の7
福岡県福岡市	100分の3

附 則 (平成21年3月31日平成20年度規程第45号)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日までの間においては、第11条第2項に規定する別表第2の支給割合にかかわらず次表に掲げる支給割合とする。

支給地域	支給割合
東京都特別区	100分の11
神奈川県川崎市	100分の6
大阪府大阪市	100分の8
福岡県福岡市	100分の4

附 則 (平成21年12月1日平成21年度規程第42号)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 別表第1の俸給表において改定が行われた等級及び号俸の俸給を受ける職員(以下「減額改定対象職員」という。)の平成21年12月に支給する賞与の額は、第14条の規定により算定される賞与の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - 一 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に減額改定対象職員となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日)において、減額改定対象職員が受けるべき俸給及び特別都市手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該期間を考慮した月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - 二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された賞与の額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則（平成22年3月31日平成21年度規程第66号）
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日平成22年度規程第25号）
この規程は、平成22年6月30日から施行する。

- 附 則**（平成22年12月1日平成22年度規程第42号）
- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
 - 2 別表第1の俸給表において改定が行われた等級及び号俸の俸給を受ける特定任期付職員（特定事務職員）（以下「減額改定対象職員」という。）の平成22年12月に支給する賞与の額は、第14条の規定により算出される賞与の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - 一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に減額改定対象職員となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において、減額改定対象職員が受けるべき俸給の月額及び特別都市手当の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の特定任期付職員（特定事務職員）であつた期間がある特定任期付職員（特定事務職員）にあつては、当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - 二 平成22年6月1日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された賞与の額に100分の0.28を乗じて得た額

- 附 則**（平成23年3月31日平成22年度規程第59号）
- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
 - 2 平成23年4月1日において43歳に満たない特定任期付職員（特定事務職員）のうち、平成21年7月1日において第5条の規定による昇給した特定任期付職員（特定事務職員）の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

- 附 則**（平成24年6月13日平成24年度規程第7号）
- 1 この規程は、平成24年6月13日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
 - 2 この規程による改正後の別表第1の俸給表を平成24年4月1日から適用することにより生ずる差額の減額方法については別に定める。
 - 3 平成24年6月1日から平成26年5月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、別表第1の俸給表の適用を受ける特定任期付職員（特定事務職員）に対する俸給月額の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に100分の4.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
 - 4 特例期間においては、この規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 職務加算 当該特定任期付職員（特定事務職員）の職務加算の月額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
- 二 特別都市手当 当該特定任期付職員（特定事務職員）の俸給月額に対する特別都市手当の月額に 100 分の 4.77 を乗じて得た額
- 三 賞与 当該特定任期付職員（特定事務職員）が受けるべき賞与の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
- 四 第 16 条第 1 項及び同条第 2 項の表第 1 号から第 4 号の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額
 - イ 第 16 条第 1 項又は同条第 2 項の表第 1 号中支給期間が満 6 ヶ月に達するまでに該当する場合 前項及び第 2 号に定める額
 - ロ 第 16 条第 2 項の表第 1 号中支給期間が満 6 ヶ月を超え満 3 年に達するまでに該当する場合又は同項同表第 2 号 前項及び第 2 号に定める額に 100 分の 70 を乗じて得た額
 - ハ 第 16 条第 2 項の表第 3 号 前項及び第 2 号に定める額に 100 分の 50 を乗じて得た額
 - ニ 第 16 条第 2 項の表第 4 号 前項及び第 2 号に定める額に、同号の規定により当該職員に支給される支給額に係る割合を乗じて得た額
- 5 特例期間においては、第 9 条、第 13 条第 2 項、第 17 条及び第 18 条第 1 項第 2 号に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 13 条第 3 項の規定にかかわらず、同条同項の規定により算出した給与額から、俸給月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額を当該年における 1 月の平均所定勤務時間数で除して得た額に 100 分の 4.77 を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 6 第 3 項、第 4 項各号及び前項の規定により計算した額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 7 平成 24 年 7 月 1 日に在職する特定任期付職員（特定事務職員）のうち、当該特定任期付職員（特定事務職員）の平成 19 年 7 月 1 日、平成 20 年 7 月 1 日、平成 21 年 7 月 1 日の第 5 条第 1 項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して必要がある特定任期付職員（特定事務職員）の平成 24 年 7 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

附 則（平成 25 年 3 月 31 日平成 24 年度規程第 43 号）
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則（平成 25 年 7 月 1 日平成 25 年度規程第 12 号）
- 1 この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
 - 2 平成 25 年 7 月 1 日に在職する特定任期付職員（特定事務職員）のうち、当該特定任期付職員（特定事務職員）の平成 19 年 7 月 1 日、平成 20 年 7 月 1 日、平成 21 年 7 月 1 日の第 5 条第 1 項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して必要がある特定任期付職員（特定事務職員）の平成 25 年 7 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同

日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

附 則（平成 26 年 9 月 30 日平成 26 年度規程第 10 号）

- 1 この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日より前から引き続いて病気欠勤を取得している場合は、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 11 月 30 日平成 26 年度規程第 17 号）

- 1 この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程による改正後の別表第 1 を平成 26 年 4 月 1 日から適用することにより生ずる差額の支給方法については別に定める。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日平成 26 年度規程第 54 号）

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行により改正後の俸給月額（新俸給月額）が施行日前日に受けていた俸給月額（旧俸給月額）を下回る任期付職員（特定事務職員）については、新俸給月額が旧俸給月額を上回ることとなるまでの間、第 3 条に規定する別表第 1 にかかわらず、改正前の別表第 1 を適用し施行日前日に受けていた等級号俸による俸給月額を適用する。ただし、同項の規定は施行日から平成 30 年 3 月 31 日までの間適用する
- 3 平成 30 年 3 月 31 日までの間、第 12 条第 2 項に規定する別表第 2 の支給割合にかかわらず、次表に掲げる支給割合とする。

支給地域	支給割合
東京都特別区	100 分の 12
神奈川県川崎市	100 分の 7
大阪府大阪市	100 分の 9

附 則（平成 28 年 2 月 29 日平成 27 年度規程 21 号）

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 27 年 3 月改正規程附則第 3 項中「平成 30 年 3 月 31 日までの間」を「平成 28 年 3 月 31 日までの間」に改め、「100 分 12」を「100 分の 12.5」に改め、「100 分の 7」を「100 分の 9」に改め、「100 分の 9」を「100 分の 9.5」に改める。
- 3 平成 28 年 3 月 31 日までの間、別表第 1 の俸給表は次表に掲げる俸給表を適用する。

号俵	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		6等級		号俵
	俵給の月額	昇給額	俵給の月額	昇給額	俵給の月額	昇給額	俵給の月額	昇給額	俵給の月額	昇給額	俵給の月額	昇給額	
1	436,000		373,600		321,500		259,300		194,500		132,500		1
2	438,500	2,500	376,100	2,500	324,100	2,600	261,800	2,500	197,500	3,000	134,100	1,600	2
3	441,100	2,600	378,500	2,400	326,600	2,500	264,200	2,400	200,500	3,000	135,600	1,500	3
4	443,600	2,500	381,100	2,600	329,200	2,600	266,600	2,400	203,500	3,000	137,300	1,700	4
5	445,900	2,300	383,600	2,500	331,700	2,500	269,000	2,400	206,500	3,000	138,900	1,600	5
6	448,300	2,400	386,100	2,500	334,000	2,300	271,500	2,500	209,400	2,900	140,500	1,600	6
7	450,600	2,300	388,600	2,500	336,300	2,300	274,100	2,600	212,300	2,900	142,200	1,700	7
8	453,000	2,400	390,900	2,300	338,700	2,400	276,600	2,500	215,200	2,900	143,900	1,700	8
9	455,400	2,400	393,400	2,500	341,000	2,300	279,200	2,600	218,100	2,900	145,600	1,700	9
10	457,800	2,400	395,700	2,300	343,300	2,300	281,700	2,500	220,800	2,700	147,300	1,700	10
11	460,200	2,400	398,200	2,500	345,600	2,300	284,100	2,400	223,400	2,600	149,000	1,700	11
12	462,500	2,300	400,600	2,400	347,700	2,100	286,500	2,400	226,000	2,600	150,700	1,700	12
13	464,700	2,200	402,900	2,300	349,700	2,000	289,000	2,500	228,500	2,500	152,400	1,700	13
14	467,100	2,400	404,900	2,000	351,900	2,200	291,200	2,200	231,000	2,500	154,100	1,700	14
15	469,300	2,200	407,000	2,100	354,000	2,100	293,400	2,200	233,500	2,500	155,700	1,600	15
16	471,600	2,300	409,200	2,200	356,100	2,100	295,700	2,300	235,900	2,400	157,500	1,800	16
17	473,900	2,300	411,200	2,000	358,300	2,200	297,900	2,200	238,300	2,400	159,200	1,700	17
18	476,300	2,400	413,200	2,000	360,400	2,100	300,200	2,300	239,900	1,600	160,700	1,500	18
19	478,400	2,100	415,200	2,000	362,600	2,200	302,500	2,300	241,700	1,800	162,400	1,700	19
20	480,800	2,400	417,300	2,100	364,700	2,100	304,700	2,200	243,400	1,700	164,000	1,600	20
21	483,200	2,400	419,300	2,000	366,700	2,000	306,900	2,200	245,100	1,700	165,600	1,600	21
22	485,600	2,400	421,400	2,100	368,800	2,100	309,000	2,100	246,900	1,800	167,400	1,800	22
23	487,900	2,300	423,500	2,100	370,700	1,900	311,200	2,200	248,700	1,800	169,100	1,700	23
24	490,200	2,300	425,300	1,800	372,400	1,700	313,300	2,100	250,600	1,900	170,700	1,600	24
25	492,500	2,300	427,400	2,100	374,500	2,100	315,500	2,200	252,600	2,000	172,400	1,700	25
26	494,700	2,200	429,500	2,100	376,500	2,000	317,500	2,000	254,400	1,800	174,100	1,700	26
27	497,100	2,400	431,500	2,000	378,500	2,000	319,600	2,100	256,300	1,900	175,800	1,700	27
28	499,200	2,100	433,600	2,100	380,600	2,100	321,700	2,100	258,200	1,900	177,400	1,600	28
29	501,300	2,100	435,700	2,100	382,600	2,000	323,600	1,900	260,100	1,900	179,100	1,700	29
30	503,200	1,900	437,800	2,100	384,700	2,100	325,600	2,000	262,000	1,900	180,800	1,700	30
31	505,300	2,100	439,600	1,800	386,700	2,000	327,300	1,700	263,900	1,900	182,400	1,600	31
32	507,400	2,100	441,600	2,000	388,700	2,000	329,200	1,900	265,800	1,900	184,100	1,700	32
33	509,600	2,200	443,600	2,000	390,600	1,900	331,100	1,900	267,700	1,900	185,800	1,700	33
34	511,800	2,200	445,400	1,800	392,400	1,800	332,900	1,800	269,600	1,900	187,500	1,700	34
35	513,900	2,100	447,400	2,000	394,300	1,900	334,800	1,900	271,500	1,900	189,100	1,600	35
36	516,000	2,100	449,300	1,900	396,100	1,800	336,600	1,800	273,300	1,800	190,700	1,600	36
37	518,100	2,100	451,200	1,900	397,900	1,800	338,500	1,900	275,200	1,900	192,400	1,700	37
38	520,300	2,200	453,000	1,800	399,700	1,800	340,400	1,900	277,100	1,900	194,200	1,800	38
39	522,400	2,100	454,800	1,800	401,400	1,700	342,200	1,800	278,900	1,800	195,800	1,600	39
40	524,300	1,900	456,700	1,900	402,800	1,400	344,100	1,900	280,800	1,900	197,500	1,700	40
41	526,500	2,200	458,600	1,900	404,500	1,700	345,900	1,800	282,500	1,700	199,200	1,700	41
42	528,600	2,100	460,400	1,800	406,200	1,700	347,600	1,700	284,400	1,900	200,900	1,700	42
43	530,800	2,200	462,100	1,700	407,900	1,700	349,400	1,800	286,200	1,800	202,600	1,700	43
44	532,900	2,100	463,500	1,400	409,700	1,800	351,200	1,800	287,900	1,700	204,300	1,700	44
45	535,100	2,200	465,200	1,700	411,400	1,700	352,900	1,700	289,700	1,800	205,900	1,600	45
46	537,200	2,100	467,100	1,900	413,100	1,700	354,600	1,700	291,400	1,700	207,600	1,700	46
47	539,300	2,100	468,800	1,700	414,800	1,700	356,400	1,800	293,100	1,700	209,300	1,700	47
48	541,400	2,100	470,600	1,800	416,300	1,500	358,000	1,600	294,600	1,500	210,800	1,500	48

49	543.500	2.100	472.300	1.700	418.000	1.700	359.700	1.700	296.300	1.700	212.500	1.700	49
50	545.600	2.100	474.100	1.800	419.700	1.700	361.300	1.600	297.800	1.500	214.100	1.600	50
51	547.500	1.900	475.900	1.800	421.200	1.500	362.900	1.600	299.500	1.700	215.800	1.700	51
52	549.500	2.000	477.700	1.800	422.900	1.700	364.400	1.500	300.900	1.400	217.200	1.400	52
53	551.500	2.000	479.300	1.600	424.600	1.700	365.900	1.500	302.500	1.600	218.900	1.700	53
54	553.100	1.600	481.100	1.800	426.100	1.500	367.500	1.600	304.000	1.500	220.600	1.700	54
55	554.800	1.700	482.900	1.800	427.800	1.700	368.800	1.300	305.600	1.600	222.200	1.600	55
56	556.400	1.600	484.700	1.800	429.400	1.600	370.100	1.300	307.100	1.500	223.800	1.600	56
57	557.700	1.300	486.500	1.800	431.000	1.600	371.600	1.500	308.700	1.600	225.600	1.800	57
58	559.600	1.900	488.200	1.700	432.300	1.300	373.000	1.400	310.300	1.600	227.300	1.700	58
59	561.500	1.900	489.800	1.600	433.800	1.500	374.500	1.500	311.800	1.500	229.000	1.700	59
60	563.300	1.800	491.500	1.700	435.200	1.400	375.800	1.300	313.400	1.600	230.700	1.700	60
61	565.100	1.800	493.200	1.700	436.700	1.500	377.000	1.200	314.900	1.500	232.100	1.400	61
62	566.800	1.700	494.900	1.700	437.700	1.000							62
63	568.500	1.700	496.600	1.700	439.200	1.500							63
64	570.200	1.700	498.200	1.600	440.400	1.200							64
65	571.800	1.600	499.800	1.600	441.900	1.500							65
66	573.300	1.500	501.300	1.500	443.400	1.500							66
67	574.900	1.600	502.900	1.600	444.600	1.200							67
68	576.300	1.400	504.600	1.700	446.100	1.500							68
69	577.900	1.600	506.300	1.700	447.600	1.500							69
70	579.300	1.400	508.000	1.700	449.000	1.400							70
71	580.800	1.500	509.700	1.700	450.500	1.500							71
72	582.300	1.500	511.400	1.700	452.000	1.500							72
73	583.700	1.400	512.900	1.500	453.400	1.400							73
74	585.000	1.300	514.500	1.600	454.700	1.300							74
75	586.400	1.400	516.000	1.500	456.100	1.400							75
76	587.800	1.400	517.500	1.500	457.500	1.400							76
77	589.100	1.300	519.000	1.500	458.900	1.400							77
78			520.400	1.400	460.200	1.300							78
79			521.700	1.300	461.500	1.300							79
80			523.000	1.300	462.800	1.300							80
81			524.300	1.300	463.800	1.000							81
82			525.500	1.200	464.800	1.000							82
83			526.700	1.200	465.800	1.000							83
84			528.000	1.300	466.900	1.100							84
85			529.300	1.300	467.900	1.000							85
86			530.500	1.200	468.900	1.000							86
87			531.600	1.100	469.900	1.000							87
88			532.700	1.100	470.900	1.000							88
89			533.900	1.200	471.900	1.000							89
90					472.900	1.000							90
91					473.900	1.000							91
92					474.900	1.000							92
93					475.900	1.000							93
94					476.800	900							94
95					477.700	900							95
96					478.600	900							96
97					479.500	900							97

- 4 この規程により生ずる差額の支給方法については別に定める。

附 則（平成28年11月30日平成28年度規程第12号）

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の別表第1を平成28年4月1日から適用することにより生ずる差額の支給方法については別に定める。

附 則（平成28年12月28日平成28年度規程第25号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月15日平成28年度規程第34号）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第15条第3項の規定は、施行日以後に支給する賞与について適用し、同日前に支給した賞与については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月31日平成29年度規程第8号）

- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の別表第1を平成29年4月1日から適用することにより生ずる差額の支給方法については別に定める。

附 則（平成30年12月31日平成30年度規程第14号）

- 1 この規程は、平成31年1月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の別表第1を平成30年4月1日から適用することにより生ずる差額の支給方法については別に定める。

附 則（2019年11月30日2019年度規程第19号）

- 1 この規程は、2019年12月1日から施行し、2019年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の別表第1を2019年4月1日から適用することにより生ずる差額の支給方法については別に定める。

附 則（2020年3月31日2019年度規程第30号）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2021年3月31日2020年度規程第51号）

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則（2022年5月31日2022年度規程第8号）

この規程は、2022年6月1日から施行する。

附 則（２０２２年６月３０日２０２２年度規程２５号）
この規程は、２０２２年７月１日から施行する。

附 則（２０２２年９月３０日２０２２年度規程３３号）
この規程は、２０２２年１０月１日から施行する。

附 則（２０２２年１１月３０日２０２２年度規程第４０号）
この規程は、２０２２年１２月１日から施行し、２０２２年４月１日から適用する。

附 則（２０２３年１１月３０日２０２３年度規程第１５号）
この規程は、２０２３年１２月１日から施行し、２０２３年４月１日から適用する。

附 則（２０２４年１２月３１日２０２４年度規程第４６号）
この規程は、２０２５年１月１日から施行し、２０２４年４月１日から適用する。

附 則（２０２５年３月１９日２０２４年度規程第６５号）
この規程は、２０２５年４月１日から施行する。

附 則（２０２５年１２月３１日２０２５年度規程第４９号）
この規程は、２０２６年１月１日から施行し、２０２５年４月１日から適用する。

別表第 1

号俵	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		6等級		号俵
	月額	昇給額	月額	昇給額	月額	昇給額	月額	昇給額	月額	昇給額	月額	昇給額	
1	459,400	2,500	397,100	1,800	325,100	2,600	257,500	2,500	245,000	2,500	187,800	1,600	1
2	461,900	2,600	398,900	2,000	327,700	2,600	260,000	2,600	247,500	2,500	189,400	1,500	2
3	464,500	2,500	400,900	2,200	330,300	2,600	262,600	2,600	250,000	2,400	190,900	1,700	3
4	467,000	2,300	403,100	2,400	332,900	2,600	265,200	2,500	252,400	1,900	192,600	1,600	4
5	469,300	2,400	405,500	2,100	335,500	2,600	267,700	2,500	254,300	2,300	194,200	1,600	5
6	471,700	2,300	407,600	2,000	338,100	2,600	270,200	2,500	256,600	2,100	195,800	1,700	6
7	474,000	2,400	409,600	2,100	340,700	2,600	272,700	2,500	258,700	1,800	197,500	1,700	7
8	476,400	2,400	411,700	2,500	343,300	2,600	275,200	2,500	260,500	2,300	199,200	2,300	8
9	478,800	2,400	414,200	2,300	345,900	2,300	277,700	2,500	262,800	1,600	201,500	2,700	9
10	481,200	2,400	416,500	2,400	348,200	2,100	280,200	2,500	264,400	1,700	204,200	2,100	10
11	483,600	2,300	418,900	2,300	350,300	1,700	282,700	2,500	266,100	1,700	206,300	2,000	11
12	485,900	2,200	421,200	2,300	352,000	2,100	285,200	2,500	267,800	1,300	208,300	2,300	12
13	488,100	2,400	423,500	2,000	354,100	2,000	287,700	2,500	269,100	1,600	210,600	1,900	13
14	490,500	2,200	425,500	2,000	356,100	2,000	290,200	2,500	270,700	1,800	212,500	1,800	14
15	492,700	2,300	427,500	2,200	358,100	2,000	292,700	2,500	272,500	1,600	214,300	2,000	15
16	495,000	2,300	429,700	2,000	360,100	1,600	295,200	2,500	274,100	1,600	216,300	1,800	16
17	497,300	2,400	431,700	1,700	361,700	2,000	297,700	2,100	275,700	1,000	218,100	1,300	17
18	499,700	2,100	433,400	2,000	363,700	1,600	299,800	1,700	276,700	900	219,400	1,900	18
19	501,800	2,400	435,400	2,100	365,300	1,500	301,500	2,000	277,600	1,100	221,300	1,600	19
20	504,200	2,400	437,500	1,900	366,800	1,900	303,500	1,800	278,700	800	222,900	1,600	20
21	506,600	2,400	439,400	2,000	368,700	1,600	305,300	1,900	279,500	1,100	224,500	600	21
22	509,000	2,300	441,400	2,100	370,300	1,900	307,200	1,000	280,600	1,100	225,100	1,700	22
23	511,300	2,300	443,500	1,800	372,200	1,800	308,200	1,900	281,700	800	226,800	600	23
24	513,600	2,300	445,300	2,100	374,000	1,800	310,100	1,900	282,500	800	227,400	1,300	24
25	515,900	2,200	447,400	2,100	375,800	1,800	312,000	1,900	283,300	1,100	228,700	1,100	25
26	518,100	2,400	449,500	2,000	377,600	1,600	313,900	1,500	284,400	700	229,800	500	26
27	520,500	2,100	451,500	2,100	379,200	1,700	315,400	1,100	285,100	1,200	230,300	1,600	27
28	522,600	2,000	453,600	1,800	380,900	1,800	316,500	1,200	286,300	1,000	231,900	1,700	28
29	524,600	1,700	455,400	2,000	382,700	1,600	317,700	1,500	287,300	900	233,600	1,300	29
30	526,300	2,100	457,400	1,800	384,300	2,000	319,200	1,600	288,200	900	234,900	1,000	30
31	528,400	2,100	459,200	1,800	386,300	2,000	320,800	1,800	289,100	1,000	235,900	1,500	31
32	530,500	2,100	461,000	1,900	388,300	1,700	322,600	1,800	290,100	900	237,400	1,100	32
33	532,600	2,200	462,900	1,800	390,000	1,700	324,400	1,700	291,000	1,100	238,500	800	33
34	534,800	2,100	464,700	2,000	391,700	2,100	326,100	1,700	292,100	1,000	239,300	1,000	34
35	536,900	2,000	466,700	1,900	393,800	1,900	327,800	1,500	293,100	900	240,300	1,100	35
36	538,900	2,100	468,600	1,900	395,700	2,000	329,300	1,700	294,000	1,300	241,400	1,200	36
37	541,000	2,100	470,500	1,800	397,700	2,100	331,000	1,600	295,300	900	242,600	1,000	37
38	543,100	2,000	472,300	1,800	399,800	1,800	332,600	1,800	296,200	900	243,600	1,100	38
39	545,100	1,900	474,100	1,900	401,600	1,900	334,400	1,600	297,100	1,400	244,700	1,000	39
40	547,000	2,100	476,000	1,900	403,500	2,000	336,000	1,900	298,500	1,100	245,700	1,300	40
41	549,100	2,100	477,900	1,800	405,500	2,000	337,900	1,400	299,600	1,000	247,000	900	41
42	551,200	2,200	479,700	1,700	407,500	1,800	339,300	1,700	300,600	1,300	247,900	1,200	42
43	553,400	2,100	481,400	1,400	409,300	1,800	341,000	1,600	301,900	1,200	249,100	800	43
44	555,500	2,200	482,800	1,700	411,100	1,800	342,600	1,900	303,100	1,500	249,900	500	44
45	557,700	2,100	484,500	1,900	412,900	1,800	344,500	1,600	304,600	1,400	250,400	1,100	45
46	559,800	2,100	486,400	1,700	414,700	1,700	346,100	1,500	306,000	1,400	251,500	900	46
47	561,900	2,100	488,100	1,800	416,400	1,800	347,600	1,400	307,400	1,500	252,400	400	47
48	564,000	2,100	489,900	1,700	418,200	1,600	349,000	1,500	308,900	1,500	252,800	800	48
49	566,100	2,100	491,600	1,800	419,800	1,300	350,500	1,500	310,400	1,400	253,600	1,100	49
50	568,200	1,900	493,400	1,800	421,100	1,500	352,000	1,500	311,800	1,600	254,700	700	50
51	570,100	2,000	495,200	1,800	422,600	1,600	353,500	1,500	313,400	1,400	255,400	700	51
52	572,100	2,000	497,000	1,600	424,200	1,700	355,000	1,700	314,800	1,500	256,100	500	52
53	574,100	1,600	498,600	1,800	425,900	1,800	356,700	1,800	316,300	1,500	256,600	900	53
54	575,700	1,700	500,400	1,800	427,700	1,700	358,500	1,800	317,800	1,600	257,500	400	54

別表第 2

特別都市手当の支給地域及び支給割合（第 1 5 条関係）

支給地域	支給割合
東京都特別区	100 分の 14
神奈川県川崎市	100 分の 10
別に定める支給地域	別に定める支給割合

備考

この表の支給地域欄に掲げる名称は、2 0 2 5 年 4 月 1 日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。